

令和元年度福島県中小企業施設設備等復旧補助金に係るQ&A

番号	項目	質問内容	回答
1	補助金の応募について	本補助事業に応募したいのですが、どのような方が応募対象者となるのでしょうか。	本補助金の応募については、商工会・商工会議所・県中小企業団体中央会の会員・非会員を問わず応募が可能です。が、本社及び補助事業を行う事業者(事業所)が共に福島県内に所在する小規模事業者等、中小企業者であり、公募要領P6～P9に記載されている要件(1)～(3)をいずれも満たす事業者となります。
2	補助金の応募について	本補助金の申請書は、どこにあるのでしょうか。	福島県商工会連合会、福島商工会議所、福島県中小企業団体中央会のホームページに申請書のワード版がございますので、その申請書をダウンロードし、申請してください。
3	補助金の応募について	公募要領P9に(2)本事業への応募の前提として、早期に事業再建に向けた計画を策定することとなっております。まだ計画を策定しておりませんが、どのように策定すればよろしいのでしょうか。また、既に計画策定している場合は、その計画を申請書に転記すればよろしいのでしょうか。	事業再建計画については、既に計画を策定している場合においても、交付要領P30(様式3)により再建計画を策定していただくこととなります。再建計画の策定にあたっては、商工会・商工会議所・県中小企業団体中央会へ相談し、助言や支援を得ながら進めることができます。
4	補助金の応募について	小規模事業者等で、令和元年度被災小規模事業者再建事業(持続化補助金台風19号型)の採択・交付決定を受けた事業者等は、申請できないのでしょうか。	その通りです。申請はできません。
5	補助金の応募について	福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(令和元年台風19号)の採択を受けた小規模事業者等、中小企業者は、本補助事業に申請できるのでしょうか。	グループ補助金(令和元年台風19号)の採択を受けた小規模事業者等、中小企業者は、明確に異なる新たな事業である場合は、本補助事業に申請できます。ただし、グループ補助金(令和元年台風19号)との違いを判断するため、本補助金の応募時に、グループ補助金(令和元年台風19号)の交付申請書と補助事業計画書を補助金事務局へ提出してください。

番号	項目	質問内容	回答
6	補助対象事業について	補助対象となる事業については、公募要領P10に記載されておりますが、このうち、(2)支援団体の支援を受けながら取り組む事業であることとあります。支援団体とは、どこでしょうか。	支援団体とは、商工会・商工会議所・県中小企業団体中央会です。本補助事業は、支援団体の支援を受けて実施することが必須となります。支援機関の支援計画書(公募要領P32、様式4)を申請時に提出してください。ただし、支援機関で支援計画書を作成し発行するまでに時間を要する場合がございますので、十分な時間を確保してください。
7	申請書類の提出について	本補助事業の申請先は、どこですか。	申請書類一式の提出先は、福島県商工会連合会となりますが、申請書の取りまとめを福島県商工会議所連合会、福島県中小企業団体中央会へもお願いしております。県内の商工会議所地域の小規模事業者等、中小企業者は、福島県商工会議所連合会(福島商工会議所)へご提出ください。
8	採択・交付決定について	本補助事業はいつ頃、交付決定となるのでしょうか。	申請数にもよりますが、交付決定は4月の上旬を予定しております。
9	採択・交付決定について	支援団体ごとに、予算の配分等はあるのでしょうか。また、小規模事業者等、中小企業者で予算の配分等はあるのでしょうか。	支援団体ごとに予算の配分はありません。また、小規模事業者等や中小企業者ごとに予算の配分もありません。ただし、取り組む事業等により、採択の優先順位が異なります。採択の優先順位は、公募要領P24に記載がある審査の観点をご覧ください。
10	採択・交付決定について	申請後から採択・交付決定までのスケジュールを教えてください。	申請については、2月21日(金)午後5時必着で締め切りとなります。その後、補助金事務局で要件確認等を行い、3月上旬頃に専門家による審査を実施後、県へ送付し、3月下旬頃には県が採択予定事業者を決定し、4月の早い段階で交付決定をする予定です。
11	事業実施期間・実績報告書の提出日について	本補助事業の事業実施期間と実績報告書の提出日は、いつなのでしょう。	交付決定日から30日を経過する日までに実績報告書を提出していただくこととなります。事業実施期間も実績報告書と同日です。現在の事業スケジュールから、4月30日頃となる予定です。

番号	項目	質問内容	回答
12	事業実施期間・実績報告書の提出日について	交付要領P33に、提出様式(様式第5)補助金交付申請書があります。2. 補助事業の開始日および完了予定日を記入することとなりますが、完了予定日は、何日を記入すればよろしいでしょうか。	提出様式(様式第5)交付申請書の完了予定日は、令和2年4月30日と記入してください。
13	遡及について	本補助事業の経費は、台風19号で被災した時点まで遡って補助対象となるのでしょうか。	今回の公募においては、特例として令和元年10月12日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めております。
14	補助対象経費について	本補助事業の補助金上限は、いくらでしょうか。	<p>補助金の上限は500万円ですが、経費科目により上限が異なります。</p> <p>①機械装置等費・・・災害前に有していた設備の復旧のための購入・修繕 500万円 ①機械装置等費・・・事業再建のため必要となる増設や新設 200万円 ②広報費、③展示会等出展費、④開発費、⑤借料、⑥資料購入費、⑦防災対策費・・・事業再建のため必要となる経費 200万円</p> <p>※①と②～⑦を併せて申請する場合の補助上限は500万円となります。 ※小規模事業者等と中小企業者では、使用できる補助対象経費が異なります。Q15をご確認ください。</p>
15	補助対象経費について	小規模事業者等と中小企業者では、補助対象経費が異なるのでしょうか。	<p>はい、異なります。</p> <p>小規模事業者等は、災害前に有していた設備の復旧のため、購入や修繕に係る費用のみ補助対象経費となります。補助下限が200万円(補助対象経費が300万円以上)で、経費科目は①機械装置等費のみとなります。</p> <p>中小企業者は、公募要領P13～P17に記載のある経費科目①機械装置等費～⑦防災対策費の全てが補助対象経費となります。(補助下限なし)</p>

番号	項目	質問内容	回答
16	補助対象経費について	公募要領P13の①機械装置等費について、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金事業（グループ補助金令和元年台風19号）の対象となる機械設備等の購入や修繕は補助対象とならない、と記載されておりますが、どのようなことなのか具体的に教えてください。	例えばグループ補助金では固定資産課税台帳への計上を必須としており、性質上計上する必要性のないテーブルなどの少額の備品は対象外となりますが、本補助金ではこういったものも対象となります。しかし、本補助金は不適切な会計処理を助長するものではありませんので、本来資産計上をすべきものであるにも関わらず、故意に資産計上をしなかった場合などは当然補助対象外となります。
17	補助対象経費について	公募要領P13の①機械装置等費について、原則として被災前の規模や機能、性能が同等以下であり、華美でないものとは、具体的にどのようなことですか。	取得金額以下などの明確な基準は設けておりません。技術の進歩などの事由を除いて規模や機能、性能が同等以下であること、また華美ではないとは一般常識の観点から判断します。 また、専門業者による任意様式を作成したり、添付資料に説明を付して頂くのは自由です。本設問に限りませんが、審査員・採択者が判断しやすいように書類を作成頂けますようお願いいたします。
18	補助対象経費について	公募要領P16の⑦防災対策費について、台風19号により被災し土留め工事を行いたいが、補助対象経費となるのか。	補助対象経費とはなりません。 ⑦防災対策費は、水害被災に対応するもので、防水壁の設置や嵩上げ費用、水害対策のため1階建ての建物を2階へ増設するための経費が補助対象経費となります。
19	補助対象経費について	⑦防災対策費の嵩上げ費用とは、具体的にどのような費用のことでしょうか。	施設・機械装置の嵩上げを対象とし、河川敷の堤防・土留めなどは対象としないことを想定しております。 また防災対策に対する補助は全国的にも例がない事業であり、国とも協議し、個別の事業計画により判断するところとなります。計画が具体化しましたら、補助金事務局へお問い合わせください。
20	補助対象経費について	建物の修繕は、補助対象経費となりますか。	建物の修繕につきましては、⑦防災対策費を除き、補助対象経費とはなりません。防災対策費については、Q18をご覧ください。

番号	項目	質問内容	回答
21	補助対象経費について	保険対象となっている設備も補助対象となるのでしょうか。	補助対象となりますが、当該設備の復旧等に要する経費から受取保険料等を控除した額が補助対象経費となります。申請書には、受取保険料等を控除した額を補助対象経費として申請に記入してください。